

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

令和 8 年 10 月分

1 認定保護者及び認定子ども

認定保護者	フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ	認定こどもの続柄
	氏名	東広島 太郎	
認定子ども	フリガナ	ヒガシヒロシマ イチロウ	法第30条の4の認定種別
	氏名	東広島 一郎	
			☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号

2 利用料金等の内訳

【特定子ども・子育て支援利用料】 当該月分の利用料(保育料)として	30,000	円	①
【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として	8,000	円	②
領収金額合計	38,000	円	①+②

3 利用した施設及び事業の内容

特定子ども・子育て支援の内容	提供した日 ※預かり保育のみ提供日数も記載	提供時間帯	費用
☐ 幼児教育	日 ~ 日	: ~ :	円
☐ 預かり保育	日 ~ 日 (日)	: ~ :	円
☒ 認可外保育	1 日 ~ 31 日	7 : 30 ~ 18 : 30	30,000 円
☐ 一時預かり	日 ~ 日	: ~ :	円
☐ 病児保育	日 ~ 日	: ~ :	円
☐ 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業については、送迎のみの利用は対象外

※2 提供時間帯は、施設の標準的な利用時間帯の記入でも可

※3 費用は、上記①の特定子ども・子育て支援利用料の額を記載すること。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

法人等の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	印
施設・事業所の名称	
施設・事業所の所在地	

一か月単位で領収証を作成してください。

認定通知一覧等により、必ず認定保護者宛てとし、認定こどもごとに領収証を作成してください。

保育サービス部分のみが無償化の対象となり、日用品、給食費(食材料費)、バス代等は無償化の対象外です。これらを保育料に含んでいる場合は、必ず内訳を明記し

預かり保育は、実際の提供日数により、基準額を算出しますので、必ず記載してください。

提供日、提供時間は大まかな内容で結構です。詳細に記載していただく必要はありません。